

教師力向上支援事業実施についての細目

実施要綱	補足項目	内 容
2 旅費等の支給	連続申請の制限	この事業の 自主研修の対象となった者は、次年度から3年間は申請できない。
	対象者	管理職にある教職員、教育委員会事務局職員は、原則対象としない。
3 事業に要する経費等	派遣人数	予算の範囲内の人数とする。
4 対象とする自主研修	研修の時期	研修日程は7月21日以降3月末までの間で、原則連続する20日以内とする。研修先等の関係で分割をせざるを得ない場合は審議する。
	募集の時期	募集は1次・2次の2回実施する。 1次：7月21日～3月31日実施分 2次：12月1日～3月31日実施分 (2次募集の有無は7月中に通知)
	研修先	国内外を問わず、研修目的にあった行政機関、研究機関、教育機関、企業、施設等とする。 研究発表大会等への参加のみの研修は助成対象としない。 外務省より「不要不急の渡航は止めてください」以上の「危険情報」の出ている国・地域等は認めない。 また「十分注意してください」とされる国・地域については避けること。
	グループでの申請	2名グループでの研修も認める。
5 支給対象経費等	支給対象経費	原則として「富山県職員等の旅費に関する条例」に基づく旅費と研修の負担金について、300,000円を超えない範囲の全額を支給する。ただし、実施要綱6の(3)における検討委員会の意見を踏まえて、富山県教育委員会教育長が特に必要と認める場合には、この限りではない。
	研修中の宿泊先	特に制限はない。県の旅費規定に従って支給する。
	研修先が県内等の場合	日帰り出張の規定の旅費を支給する。
6 自主研修対象者の決定	1校からの推薦者数	所属長は、校務への支障を勘案して判断する。
8 服務上の取扱い	研修期間中の代員	代員はない。
9 報告	報告書の提出	研修終了後2ヶ月以内に様式5を提出する。内容は富山県のホームページ上で公開するとともに、派遣者全員の研修終了後に実施する報告会において、研修成果を報告する。またその他研修会においても成果の普及に努める。
10 その他	研修の中止	事故等で研修を継続できない場合は、研修を中止する。